

第 1 5 4 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 5 年 1 1 月 2 0 日 (月) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 5 年 1 1 月 2 0 日 (月) 午後 1 時 4 9 分
- 3 閉会の日時 令和 5 年 1 1 月 2 0 日 (月) 午後 2 時 4 5 分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号 岡山市役所 7 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 5 名 欠席 2 名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	欠席	職務代理	小橋 久宣	出席
2	荒井 隆文	出席	1 1	小林 弘幸	出席
3	板野 元次	出席	1 2	佐藤 卓司	出席
4	浦上 和己	欠席	1 3	真田 明彦	出席
5	遠藤 康二	出席	1 4	丹原 昭二	出席
6	賀門 義和	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	國定 豪	出席	1 6	三垣 千秋	出席
8	久山 優	出席	1 7	和田 修一郎	出席
会長	黒田 栄三郎	出席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 逢坂 篤之 農地担当係長 田尾 和宏

7 傍聴者 名

8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
 (6) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
 (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について
 (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
 (5) 農地改良届について

第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 連絡事項
- (2) 叙勲について

- 9 議事録署名委員の番号及び指名 5 番 遠藤 康二 1 4 番 丹原 昭二

10 議事の内容

議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第154回総会を開会します。(あいさつ)

議事録署名委員を指名します。5番 遠藤委員, 14番 丹原委員にお願いします。

議案の審議の前に、事務局, 訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正があります。本日お配りした正誤表をご覧ください。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について、中・中央地区の1ページ2番及び南区の3ページ21番が、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について、南区の7ページ18番が、取下げになっています。その他の説明は省略します。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について、を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ1番, 受人は南区豊成一丁目に居住し, 約89aの農地を耕作する農業者で, 受贈により七日市西町の田の持分を移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番, 受人は菅野に居住し, 新規農により菅野の畑を取得しようとするものです。

11月14日の地区協議会の審議では, 土地の引渡時期や営農計画書の内容が聞き取り調査を行った結果と不一致があるとして, 営農計画の再提出を受けて判断する必要があることから, 保留意見となりました。その後, 11月16日付で取下げ書を受理しております。

3番, 受人は津高に居住し, 新規農により一宮山崎の畑を取得しようとするものです。

なお, 受人の世帯は令和5年7月13日付けで転用許可された隣接地に自己専用住宅を建設中で, 完成次第転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番, 受人は矢坂本町に居住し, 約28aの農地を耕作する農業者で, 増反により矢坂西町の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番, 受人は大安寺東町に居住し, 約20aの農地を耕作する農業者で, 経営移譲により大安寺東町の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係等, いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番, 受人は津高に居住し, 新規農により津高の畑を取得しようとするもの

です。

地区協議会の審議では、営農計画書の内容に疑義があるとして、営農計画の再提出を受けて判断する必要があることから、保留意見となっています。

7番、受人は菅野に居住し、約53aの農地を耕作する農業者で、増反により菅野の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、いずれも問題ないことから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から7番までの7件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、取下げとなった2番と6番の2件を保留意見、残る5件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1ページ8番、受人は加茂に居住しており、新規農により下足守の畑を取得しようとするものです。なお、受人は渡人から下足守の宅地を購入しており、令和5年12月頃に転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は総社市に居住し、世帯で約2.7haの農地を耕作する農業者で、増反により足守の田及び下足守の田畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は新庄下に居住し、世帯で約11aの農地を耕作する農業者で、受贈により新庄下の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で、8番から10番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に、御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 2ページ11番、受人は中区湊に居住し、新規農により建部町桜の畑を所有権移転しようとするものです。なお、受人は渡人から建部町桜の空き家も購入しており、11月末に転居する予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意

見をお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、11番について協議したところ、事務局の説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 2ページ12番、受人は妹尾に居住し、世帯で約1.5haの農地を耕作する建設業兼農業者で、増反により山田の田に10年間使用貸借権を設定しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は飽浦に居住し、世帯で約86aの農地を耕作する農業者で、増反により北浦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は小串に居住する会社員で、新規農により宮浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は北浦に居住し、世帯で約14aの農地を耕作する農業者で、増反により北浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は北区幸町に事務所を置き、約52aの農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により藤田の畑を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は米倉に居住し、世帯で約33aの農地を耕作する事務員兼農業者で、受贈により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、受人は藤田に居住する会社役員兼農業者で、以前から受人の父が耕作をしている借入地である藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

19番、受人は倉敷市福田町に居住し、世帯で約6aの農地を耕作する会社員兼農業者ですが、所有農地を含む周辺農地にて開発事業が計画されており、その代替地として山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は山田に居住し、世帯で約16aの農地を耕作する会社員兼農業者ですが、所有農地を含む周辺農地にて開発事業が計画されており、その代

替地として山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 ページ 2 1 番は取下げです。

2 2 番，前回保留の案件です。申請人の所有農地に耕作放棄地があるため、保留となっていました。

受人は迫川に居住し、世帯で約 1.5 h a の農地を耕作する農業者で、増反により迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

是正指導を行い耕作放棄地が解消されたため、協議したところ、今後農地利用がなされるものと判断されました。よって、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 3 番，受人は洲崎三丁目に居住し、世帯で約 7 9 a の農地を耕作する公務員兼農業者で、受贈により迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 4 番，受人 3 名は植松に居住する会社員で、新規農により植松の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 5 番，受人は迫川に事務所を置き、約 1 0 h a の農地を耕作する農地所有適格法人で、増反により西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 6 番，受人は玉野市東紅陽台二丁目に居住し、世帯で約 3 8 a の農地を耕作する農業者で、増反により西七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、取下げの 2 1 番を除く、1 2 番から 2 6 番までの 1 4 件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（1）は取下げの中・中央地区 2 番及び南区 2 1 番を除く 2 4 件ですが、中・中央地区 6 番の 1 件を保留とし、残る 2 3 件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に申請等（2）農地法第 4 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

なお、4 ページ中・中央地区1 番は、5 ページの申請等（3）農地法第5 条申請の8 番と関連がありますので、後ほど併せて審議することとします。

北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

4 ページ2 番、転用目的は農家住宅です。

申請人は、川入に居住していますが、現住居が老朽化しているため、現住居から近い申請地に農家住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は住宅建築後に売却する予定です。

農地区分は、農地の広がり10ha 未満の2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

三垣委員

北・吉備地区協議会で、2 番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐

4 ページ3 番、転用目的は道路用地です。

申請人は兵庫県芦屋市の住人ですが、地元要望により市道を拡幅し、南区地域整備課へ寄付するため、申請地を転用するものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500m 内の2 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4 番、転用目的は、農家住宅です。

申請人は古新田の持家で息子1 人と生活していますが、現住居が広く生活するのに不便なため、退去を検討しており、また現在別々に生活している息子の妻も同居することとなったため、住宅を建築することになり現住居及び所有農地に近い申請地を転用するものです。なお、現住居は親戚に譲渡します。

農地区分は、福田地域センターから半径300m 内の3 種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員

南区協議会で、3 番及び4 番の2 件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

それでは、申請等（2）の2 番から4 番までの3 件は、いずれも許可と決定してよろしいか。

全員

異議なし。

議長

それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（3）農地法第5 条の規定に基づく許可申請及び、4 条申請1

番についての審議に入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

5 ページ 1 番, 本件は令和 5 年 9 月 2 0 日付農振除外済案件で, 転用目的は犬の訓練施設です。

申請人は北区横井上で犬の訓練施設を営んでいますが, 自主練習を希望する生徒が多く, 現在使用している既存の訓練施設では手狭になったため, 隣接する申請地の所有権を移転し, 犬の訓練施設として転用しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

2 番, 本件は令和 5 年 9 月 2 0 日付農振除外済案件で, 転用目的は自己専用住宅です。

申請人は北区田中の借家に申請人ら 2 人で生活しており, 家財道具が増え手狭になったことから, 申請人(妻)の勤務先と実家に近い申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

3 番及び 4 番については, 同じ地域のためまとめて説明します。

いずれも令和 5 年 9 月 2 0 日付農振除外済案件で, 転用目的は自己専用住宅です。

3 番, 申請人らは北区御津野々口の借家に申請人らと子ども 1 人で生活しており, 子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから, 申請人(妻)の勤務先と実家に近い申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

4 番, 申請人らはそれぞれ小田郡矢掛町の実家と南区福富西一丁目の借家に居住しており, 結婚に伴い, 申請人の勤務先に近い申請地の所有権を移転し, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は, インターチェンジ出入口から 3 0 0 m 以内の 3 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

5 番及び 6 番については, 同一申請人の一対の申請のため, まとめて説明します。

本件は令和 5 年 3 月 3 0 日付農振除外済案件で, 転用目的は自己専用住宅です。

申請人は, 北区平野の借家に申請人と妻と子ども 2 人で生活しており, 子どもの成長に伴い, 家財道具が増え手狭になったことから, 勤務先に近い申請地の所有権の移転と使用貸借権の設定をし, 自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは、南区浜野三丁目の祖母の持家に申請人と子ども1人で生活しており、老朽化が進んだため、申請人(妻)の勤務先に近く、申請人(夫)の通勤に際し交通至便である申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は住宅建築後売却する予定です。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4ページ1番と、5ページ8番をご覧ください。4条申請と5条申請が同時に申請されていますので、併せて説明します。

転用目的は農家住宅です。

4条申請1番、申請人は北区玉柏の持家に申請人と子ども1人で生活しており、現住居の老朽化により、申請人が耕作している農地の近くの申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

また、親子共同で農家住宅を建築する予定であることから、5条申請8番において、申請人(子)が申請人(母)所有の申請地に使用貸借権を設定するものです。なお、現住居は新居完成後に撤去する予定です。

農地区分は、駅から500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長

中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

板野委員

中・中央地区協議会で、5条申請1番から8番まで及び4条申請1番の9件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長

他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員

異議なし。

議長

次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田尾係長

6ページ9番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、早島町の借家に申請人と妻と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、11番は同じ地域のため、まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

10番、申請人らは一宮の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、申請人(妻)の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人らは高柳西町の借家に申請人と子ども1人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、双方の勤務先に交通至便な申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分は駅から半径300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

三垣委員 北・吉備地区協議会で9番から11番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 6ページ12番、本件は令和5年9月20日付農振除外済み案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人らは御津野々口の借家に申請人と子ども1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから、現住居に近く通勤面などの生活環境をあまり変えることのない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

佐藤委員 御津・建部地区協議会で、12番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

逢坂課長補佐 6ページ13番、転用目的は自己専用住宅（分家住宅）で、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請人は山田の父所有の住居に、夫婦と子ども3人、父母、弟の8人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、将来の両親の介護や農作業の手伝いもしやすい父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅（分家住宅）を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ha以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、父の土地で他に代替地もないため、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は露天駐車場です。

申請人は福田に事務所を置き、介護事業等を営む法人ですが、従業員の駐車スペースが不足しているため、会社の隣地である申請地の所有権を取得し、露天駐車場として転用するものです。

農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7 ページ 15 番, 転用目的は露天資材置場です。

申請人は倉敷市神田三丁目に事務所を置き, 土木建設業等を営む法人ですが, 事業拡大のため資材置場が必要となったため, 交通至便である申請地の所有権を取得し, 露天資材置場として転用するものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 10ha 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

16 番, 本件は令和 5 年 9 月 20 日付で農振除外公告済の案件で, 転用目的は露天資材置場です。

申請人は小串に事務所を置き, 堆肥の製造・販売業等を営む法人ですが, 近年取り扱う資材の量が増加してきており, 資材置場が必要となったため, 事務所から近い申請地の所有権を取得し, 露天資材置場として転用するものです。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 10ha 以上の 1 種農地と判断されますが, 集落に接続しており, 事務所近隣で他に代替地もないため, 例外的に許可が可能です。また, 転用面積・被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

17 番, 転用目的は野球場です。

申請人は山田に事務所を置き, 土木工事の設計施工及び管理業務等を営む法人です。事業者は付き合いのある建設事業者や住宅メーカーの社員で複数の野球チームを結成しており, 以前から練習する場所の確保に苦慮していたところ, 野球チームのメンバーの居住地に近い工場跡地を譲り受けることができることとなったため, 併せて周辺の申請地を所有権移転し, 野球場に転用するものです。なお, 野球場は事業者等のチームだけでなく, 地域住民にも開放し, スポーツを通じた地域振興も意図しています。

農地区分は, 農地の広がりがあるが 10ha 未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は問題ないと考えます。転用面積については, 3,000㎡を超えていますが, 必要とされる野球場の事業計画から妥当な面積であると考えられます。また, 被害防除計画等, その他の一般基準上も問題ないと考えます。

18 番は取下げです。

議長 南区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で, 取下げの 18 番を除く, 13 番から 17 番までの 5 件について協議したところ, 事務局説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは, 申請等(3)は取下げの 18 番を除く 1 番から 17 番までの 17 件, 及び申請等(2)の 1 番について, いずれも許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは, そのように決定いたします。

なお, 17 番は転用面積が 3,000㎡を超えていますので, 11月28日開催の県農業会議に諮問し, その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、岡山市農用地利用集積計画^{しゅうせき}の決定について、申請等（４）所有権の移転、（５）利用権の設定及び転貸^{てんたい}を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 今回の利用集積計画について説明します。

（４）所有権の移転は、８ページ中・中央地区１番及び９ページ南区１番の２件です。これは農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、８ページ中・中央地区１番は財団から耕作者への所有権移転で、９ページ南区１番は農地の所有者から財団への所有権移転です。

（５）利用権の設定及び転貸は、１０ページ中・中央地区１番から２３ページ南区８番までの４７件です。

計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（４）及び（５）の農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等（６）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田尾係長 ２４ページ１番から２６ページ１７番までの１７件で、１５番は相続及び持分放棄による所有権取得で、残る１６件はすべて相続による所有権取得です。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（６）については、１７件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

逢坂課長補佐 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、２７ページ１番から３番までの３件で、転用目的は、共同住宅１件、月極駐車場１件、住宅の建設１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、２８ページ１番から４番までの４件で、転用目的は、露天駐車場２件、住宅用地等２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、２９ページ１番から７番までの７件で、解約理由は耕作目的５件、転用目的２件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、３０ページ１番及び２番の２件で、内容は、農業用倉庫２件です。

報告（５）農地改良届については、３１ページ１番から４番までの４件で、内容は普通野菜畑３件、果樹園１件です。

議長 これらの報告について、ご質問等がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案を説明

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定（１２月１２日（火）岡山市役所７階大会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後２時４５分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議長

署名委員

署名委員